

高石市国民保護計画

平成 1 8 年 1 2 月

高 石 市

目 次

第 1 編	総 論
第 1 章	総則
第 1 節	目的 ----- 1
1	目的
2	対象
第 2 節	武力攻撃事態対処法制 ----- 1
1	武力攻撃事態対処法
2	関連法制
第 3 節	国民保護措置等 ----- 4
第 4 節	国民保護計画 ----- 6
1	国民保護計画の策定の流れ
2	高石市国民保護計画
(1)	計画の位置づけ
(2)	市国民保護計画に定める事項
(3)	計画の作成・見直しと変更手続
(4)	計画の作成又は変更に係る関係機関への協力要請
第 2 章	基本方針 ----- 10
1	基本的人権の尊重
2	国民の権利利益の迅速な救済
3	国民に対する情報提供
4	関係機関相互の情報の共有化及び連携協力の確保
5	国民の協力
6	指定（地方）公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮
7	高齢者、障害者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施
8	国民保護措置等に従事する者等の安全の確保
9	地域防災計画等に基づく取組みの蓄積の活用
第 3 章	関係機関の責務と役割
第 1 節	関係機関の責務等 ----- 12
1	国

2	府	
3	市	
4	消防組合	
5	消防団	
6	府警察	
7	第五管区海上保安本部等	
8	自衛隊	
9	指定（地方）公共機関	
10	住民の協力	
第2節	関係機関の事務又は業務の大綱	14
1	地方公共団体	
2	指定地方行政機関	
3	指定（地方）公共機関	
第4章	高石市の地理的、社会的特徴	
第1節	地形	18
第2節	気候	18
第3節	人口	19
1	常住人口	
2	昼間人口	
3	外国人登録者数	
第4節	道路の位置等	19
1	主な自動車専用道路	
2	主な一般道路	
3	自動車保有台数	
第5節	鉄道、港湾の位置等	20
1	鉄道	
2	港湾	
第6節	主な施設等	20
1	石油コンビナート等	
第5章	高石市国民保護計画が対象とする事態	
第1節	武力攻撃事態	21
1	事態想定	

2 各事態類型の特徴と留意点	
(1) 着上陸侵攻	
(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃	
(3) 弾道ミサイル攻撃	
(4) 航空攻撃	
第2節 緊急処理事態	24
1 事態想定	
2 各事態例と主な被害	
(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	
(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	
(3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	
(4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	
第3節 N B C兵器による攻撃	26
1 核兵器等を用いた攻撃	
(1) 想定される被害	
(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点	
2 生物兵器を用いた攻撃	
(1) 想定される被害	
(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点	
3 化学兵器を用いた攻撃	
(1) 想定される被害	
(2) 避難、救援、災害対処に係る留意点	
第6章 緊急処理事態への対処	
第1節 基本的事項	30
第2節 緊急処理事態対策本部	30
第3節 緊急対処保護措置の実施	30
1 緊急対処保護措置の実施に関する基本的事項	
2 緊急処理事態における警報	
第7章 用語の意義	32

第2編	武力攻撃事態等への対処
-----	-------------

第1章 実施体制の確立

第1節 実施体制の確立 -----	35
1 市の実施体制	
(1) 事案の発生後直ちに事態等の認定がある場合	
(2) 原因不明の事案が発生した場合	
第2節 高石市国民保護対策本部の設置等 -----	39
1 市国民保護対策本部の設置	
(1) 対策本部の組織等	
(2) 対策本部長の権限	
(3) 対策本部の開設手順等	
2 市防災・危機管理対策指令部会議の開催	
(1) 指令部の組織	
(2) 指令部の所掌事務	
3 市災害対策本部・市危機管理対策本部の設置	
第3節 関係機関との連携協力の確保 -----	43
1 国・府の対策本部との連携	
2 府への措置要請等	
3 自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等	
4 指定（地方）公共機関への措置要請	
5 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
(1) 他の市町村に対する応援の要求	
(2) 府に対する応援の要求	
(3) 事務の一部の委託	
6 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
(1) 指定（地方）行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
(2) 他の普通地方公共団体の長に対する職員の派遣要請	
7 市を行う応援等	
(1) 他の市町村に対して行う応援等	
(2) 指定(地方)公共機関に対して行う応援等	
8 住民等の自発的な協力との連携	
第2章 住民の避難	
第1節 警報及び緊急通報 -----	47
1 警報	

(1) 警報の伝達・通知の流れ	
(2) 伝達・通知先	
(3) 伝達・通知方法	
(4) 災害時要援護者への伝達	
(5) 警報の解除	
2 緊急通報	
(1) 武力攻撃災害の兆候の通報	
(2) 緊急通報発令の流れ	
(3) 緊急通報の伝達・通知	
第2節 避難の指示・退避の指示 -----	52
1 避難の指示	
(1) 避難の指示の流れ	
(2) 避難の指示に伴う措置	
2 退避の指示	
(1) 退避の指示者	
(2) 退避の指示に伴う措置	
(3) 屋内退避の指示	
(4) 安全の確保等	
第3節 避難誘導 -----	56
1 避難誘導の流れ	
2 避難実施要領の作成	
(1) 避難実施要領の作成	
(2) 避難実施要領の伝達・通知	
3 避難住民の誘導	
(1) 市職員等による避難誘導	
(2) 関係機関等との連携	
(3) 運送事業者である指定（地方）公共機関との調整	
(4) 災害時要援護者の避難誘導	
(5) 曜日、時間帯を念頭に置いた避難誘導	
(6) 安全の確保	
(7) 避難住民の復帰のための措置	
4 事態想定を踏まえた避難	

(1) 武力攻撃事態等・緊急対処事態における避難

(2) N B C 攻撃における避難

第3章 避難住民等の救援

第1節 救援の実施 ----- 64

1 救援の実施主体

2 救援の実施

(1) 市長による救援

(2) 関係機関との連携

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

(2) 収容施設の供与

(3) 食品の給与、飲料水の供給、生活必需品の給与・貸与

(4) 医療救護の提供及び助産

(5) 被災者の搜索・救出

(6) 遺体の処理、火葬

(7) 電話その他の通信設備の提供

(8) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

(9) 学用品の給与

(10) 生活支障物の除去

第2節 安否情報の収集・提供 ----- 73

1 安否情報の収集

(1) 市長による収集

(2) 収集の方法

(3) 収集する対象と項目

(4) 安否情報の整理

2 知事に対する安否情報の報告

(1) 報告方法

(2) 安否情報の報告時期

3 安否情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

(2) 安否情報の回答

(3) 照会の要件と回答の内容

4	日本赤十字社に対する協力	
5	個人情報の保護への配慮	
第4章 武力攻撃災害への対処		
第1節	関係機関の役割	78
1	国の役割	
2	府の役割	
3	市・消防の役割	
第2節	応急措置等の実施	79
1	緊急通報	
2	退避の指示	
3	警戒区域の設定	
	(1) 設定者	
	(2) 設定方法	
4	消火・救助・救急活動	
	(1) 市が行う措置	
	(2) 消防機関の活動	
	(3) 相互応援	
	(4) 安全の確保	
	(5) 関係機関による連絡会議の開催	
	(6) 住民への協力要請	
第3節	生活関連等施設の安全確保	84
1	生活関連等施設の安全確保	
	(1) 関係機関の役割	
	(2) 対象施設	
	(3) 市の役割	
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止	
	(1) 実施主体	
	(2) 危険物質等に関する措置命令等	
	(3) 市長が命ずることができる対象物質と措置内容	
3	石油コンビナート等に係る災害への対処	
第4節	NBC攻撃による災害への対処	90
1	関係機関の役割	

2	市の役割	
(1)	応急措置の実施	
(2)	国の方針に基づく措置の実施	
(3)	関係機関との連携	
(4)	市長等の権限	
(5)	汚染原因に応じた対応	
(6)	要員の安全の確保	
第5節	保健福祉・衛生	92
1	防疫活動	
2	食品衛生監視活動	
3	飲料水衛生確保対策	
4	避難住民等の健康維持活動	
(1)	巡回相談等の実施	
(2)	心の健康相談等の実施	
5	福祉サービスの提供	
(1)	福祉ニーズの把握	
(2)	支援活動	
(3)	緊急入所等	
6	応援要請	
7	動物の保護等に関する配慮	
第6節	廃棄物の処理	95
1	し尿処理	
(1)	初期対応	
(2)	処理活動	
2	ごみ処理	
(1)	初期対応	
(2)	処理活動	
3	がれき処理	
(1)	初期対応	
(2)	処理活動	
第7節	被災情報の収集・報告・公表	97
1	被災情報の収集	

2	被災情報の報告	
3	公表・情報提供	
第5章	国民生活の安定	----- 99
1	生活関連物資等の価格安定	
2	避難住民等の生活安定等	
	(1) 被災児童・生徒等に対する教育	
	(2) 公的徴収金の減免等	
3	生活基盤等の確保	
	(1) 水の安定的な供給	
	(2) 公共的施設の適切な管理	

第3編	平素からの備え
-----	---------

第1章	組織・体制の整備	
第1節	市及び消防組合における組織・体制の整備	----- 100
1	各部局における業務	
2	職員の配備体制の整備	
	(1) 24時間即応体制の確立	
	(2) 参集職員への連絡網の整備	
	(3) 代替参集職員の確保	
3	参集職員の服務基準	
4	市対策本部の機能確保	
5	消防機関の体制	
	(1) 消防本部、消防署における体制	
	(2) 消防団の充実・活性化の推進等	
第2節	関係機関との連携	----- 103
1	連携体制の整備	
	(1) 防災のための連携体制の活用	
	(2) 関係機関の連絡先一覧の作成等	
	(3) 関係機関との情報共有	
2	府との連携	
	(1) 府の連絡先一覧の作成等	
	(2) 府との情報共有	

(3) 府警察との連携	
3 他の市町村との連携	
(1) 近隣市町村との情報共有	
(2) 相互応援体制の整備	
(3) 消防機関の連携体制の整備	
4 指定（地方）公共機関等との連携	
5 ボランティア団体等に対する支援	
(1) 自主防災組織等に対する支援	
(2) 自主防災組織等以外のボランティア団体等に対する支援	
第3節 研修 -----	105
1 研修の実施	
2 市職員に対する研修	
3 府等関係機関と連携した研修	
4 消防機関による研修	
第4節 情報収集・提供 -----	105
1 情報収集・提供のための体制の整備	
2 通信の確保	
3 非常通信体制の確保・整備	
第5節 広報・啓発 -----	106
1 広報・啓発体制の整備	
2 住民に対する広報・啓発	
第6節 訓練 -----	107
第7節 備蓄 -----	107
1 市における物資及び資材の備蓄・整備	
(1) 防災のための備蓄の活用	
(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材	
2 府・近隣市町村・関係団体等と連携した備蓄・調達	
3 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
(1) 施設及び設備の整備及び点検等	
(2) ライフライン施設の機能性の確保	
(3) 復旧のための各種資料等の整備等	
第2章 避難・救援・災害対応	

第1節 避難 ----- 109

1 基礎的資料の準備

2 警報の伝達・通知

- (1) 警報の伝達・通知先の確認
- (2) 府警察との連携
- (3) 伝達ルート確保
- (4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備
- (5) 伝達方法の住民への周知
- (6) 災害時要援護者への伝達
- (7) 新たな伝達手段の検討

3 避難誘導

- (1) 避難実施要領のパターンの作成
- (2) 災害時要援護者の避難誘導
- (3) 近隣市町村との連携確保
- (4) 学校や事業所との連携

4 避難施設

- (1) 避難施設の指定
- (2) 指定への協力

5 運送の確保

- (1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握
- (2) 運送経路の確認

第2節 救援 ----- 113

1 救援に関する基本的事項

- (1) 基礎的資料の準備等
- (2) 府との調整

2 安否情報の収集・整理・提供

- (1) 安否情報収集のための体制整備
- (2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

第3節 災害対処 ----- 113

1 被災情報の収集・連絡体制の整備

2 生活関連等施設の安全確保

- (1) 生活関連等施設の把握

(2) 市が管理する公共施設等における警戒	
第3章 特殊標章等の交付及び管理	115
1 意義	
2 内容	
(1) 特殊標章	
(2) 身分証明書	
(3) 識別対象	
3 特殊標章等の交付及び管理	

第4編	復旧等
-----	-----

第1章 施設の応急復旧	
第1節 基本的事項	118
1 復旧のための体制・資機材の整備	
2 応急復旧の実施	
3 通信手段の確保	
4 府等に対する支援要請	
5 主要施設の応急復旧	
第2章 武力攻撃災害の復旧	
第1節 国における所要の法制の整備	120
第2節 所要の法制が整備されるまでの復旧	120
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	121
1 国に対する負担金の請求方法	
2 関係書類の保管	
第2節 損失補償、損害補償及び損失補てん	121
1 損失補償	
2 損害補償	
3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	
第4章 国民の権利利益の救済に係る手続等	
第1節 国民の権利利益の迅速な救済	122
第2節 国民の権利利益に関する文書の保存	122